

建設業労働災害防止強化週間

強化週間 7月20日(土)~7月26日(金)

- ●準 備 期 間 7月1日(月)~7月19日(金)
- ●事後措置期間 7月27日(土)~7月31日(水)

【主唱者】 滋賀労働局 大津労働基準監督署 彦根労働基準監督署 東近江労働基準監督署 建設業労働災害防止協会滋賀県支部

【協力者】 公益社団法人 滋賀県建設産業団体連合会

令和5年の滋賀県の建設業における労働災害の発生状況は、休業4日以上の死傷災害(新型コロナウイルス感染症関係を除く)こそ前年から45人減少の122人となったものの、死亡災害は前年と比べ1人増加の3人と2年連続の増加となっており、なお一層の安全衛生活動の推進が必要となっています。

そのため、本強化週間を契機に建設業の工事現場における「三大災害」(墜落・転落災害、クレーン等災害、倒壊・崩壊災害)の撲滅及び「熱中症」の予防に重点をおき、以下の実施事項から店社及び作業所の事態に即した項目を選定し、関係請負人を含めた自主的な安全衛生活動の推進を基本に『安全第一』という基本理念を立ち返り、労働災害の根絶に向けて、「令和6年度 建設業労働災害防止強化週間実施要綱」に基づき強化週間を実施します。



危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽

みんなで築く職場の安全

実施者 建設業の店社及び建設工事現場 -

- 1)経営トップ自らによる建設工事現場の安全パトロールの実施と安全衛生についての作業者への呼びかけ
- 2) 店社全体及び建設工事現場における安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の策定
- 3) 店社安全衛生管理者等による現場に対する指導、援助体制の確立
- 4) 元方事業者、関係請負人が一体となった安全衛生管理体制の確立
- 5)施工計画の事前評価体制の確立
- 6)リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく改善計画の策定
- 7) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
- 8)元請、下請等各段階における安全衛生教育の実施
- 9)災害の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
- 10) 若年及び高年齢労働者の安全対策の確立
- 11) 熱中症予防対策の徹底
- 12) 警備業者を含めた交通労働災害防止対策の推進
- 13) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務等に係る有資格者の把握と養成
- 14) 各種健康診断及びその結果に基づく適切な事後措置の実施状況の確認
- 15) 労働安全衛生法等関係法令の遵守の徹底
- 16) フルハーネス型墜落制止用器具の積極的な使用
- 17) その他「強化週間」にふさわしい行事の実施
- 18) 上記の実施事項の確認と評価

了建設業労働災害防止協会滋賀県支部

本強化期間中に、安全衛生表彰として事業者表彰と個人表彰を行います。